

2019年5月31日

株主各位

東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社  
代表取締役 社長執行役員 CEO  
兵頭 誠之

「第151期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の一部修正について

法令及び当社定款第15条に基づき当社ウェブサイトに掲載いたしました「第151期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に一部訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正いたします。

なお、本修正は表記の誤りを正すものであり、本年5月9日に公表いたしました業績には影響ございません。

記

●訂正箇所（下線部が訂正箇所となります。）

「第151期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」22ページ  
個別注記表（第151期）  
会計方針の変更に関する事項

【訂正前】

企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」により、子会社及び関連会社株式の売却等を当社自身が決めることができ、予測可能な将来の期間にその売却を行う意思がない場合には当該株式に係る繰延税金負債を計上しないよう会計方針を変更しています。

当該会計基準の改正は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は3,134百万円増加しています。

【訂正後】

企業会計基準適用指針第28号「『税効果会計に係る会計基準の適用指針』の改正」により、子会社及び関連会社株式の売却等を当社自身が決めることができ、予測可能な将来の期間にその売却を行う意思がない場合には当該株式に係る繰延税金負債を計上しないよう会計方針を変更しています。

当該会計基準の改正は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は3,134百万円増加しています。

以上